

画像デザインの保護拡充についての課題への対応

企業や企業団体からは、画像デザインの保護拡充に対し、いくつかの課題が示されている。そこで以下では、それらの課題への対応について検討することとする。

課題①

「ありふれた画像デザイン」や、「取るに足らない画像デザイン」が独占されることによって、アプリケーションソフトウェア開発の阻害となるのではないか。

対応

意匠審査基準等のさらなる充実や審査資料の拡充によって、「ありふれた画像デザイン(新規性のないもの)」や「取るに足らない画像デザイン(容易に創作できたもの)」が登録されることのないよう、的確な審査を行うべきではないか。具体的には、審査資料として、画像デザインの手法が示された文献(特許公報、GUIガイドライン等)やGUIパーツに関する資料を収集し、これらに基づいて当業者が容易に創作できたものと認められるような画像デザインについては、創作容易であるとして拒絶すべきではないか。

また、画像デザインの創作実態を踏まえ、アプリケーションソフトウェア開発の阻害とならないような形態類似の範囲について検討すべきではないか。

課題②

アプリケーションソフトウェアに含まれる画像の数は膨大であり、それら全てについて他者権利調査を行わなければならないとすると、負担が過大ではないか。

対応

上述の通り、「ありふれた画像デザイン(新規性のないもの)」や「取るに足らない画像デザイン(容易に創作できたもの)」が登録されることのないよう的確な審査を行うことによって、相当程度の高度なデザイン性を備えた画像デザインのみが登録されることとなり、アプリケーションソフトウェアに多く含まれるありふれた画像については、他者権利調査を行うまでもなく意匠権侵害に当たらないことを確信できるのではないか。

また、画像デザインの創作実態を踏まえ、意図せず他者の意匠権を侵害してしまう可能性が過大とならないような形態類似の範囲について検討すべきではないか。

【図1】画像デザインに関する創作非容易性要件の考え方について

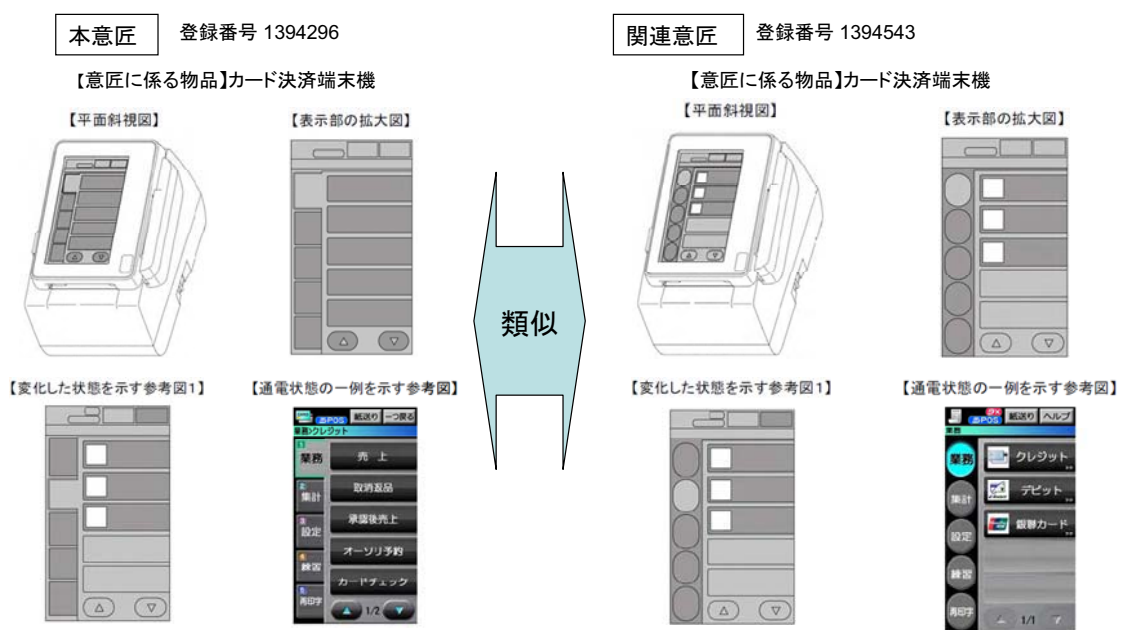
下図のような事例について、「創作容易」として拒絶すべきかを検討し、審査基準に考え方を示すべきではないか。



「公知の意匠」は以下より抜粋、組合せて作成した
<http://office.microsoft.com/ja-jp/training/RZ001080135.aspx?section=5>
<http://office.microsoft.com/ja-jp/training/RZ001091922.aspx?section=16>

【図2】画像デザインの形態類似の範囲について

現行制度下では物品の共通性や筐体部のデザインを考慮して意匠の類否判断を行うため、下図の意匠は類似することとなるが、アプリケーションソフトウェアの画像については物品の共通性や筐体部のデザインが考慮されないことから、画像デザインの形態類似の範囲が狭くなるとも考えられる。



課題③

画像デザインの意匠権の効力範囲が不明確であり、アプリケーションソフトウェア開発を萎縮させることとなるのではないか。

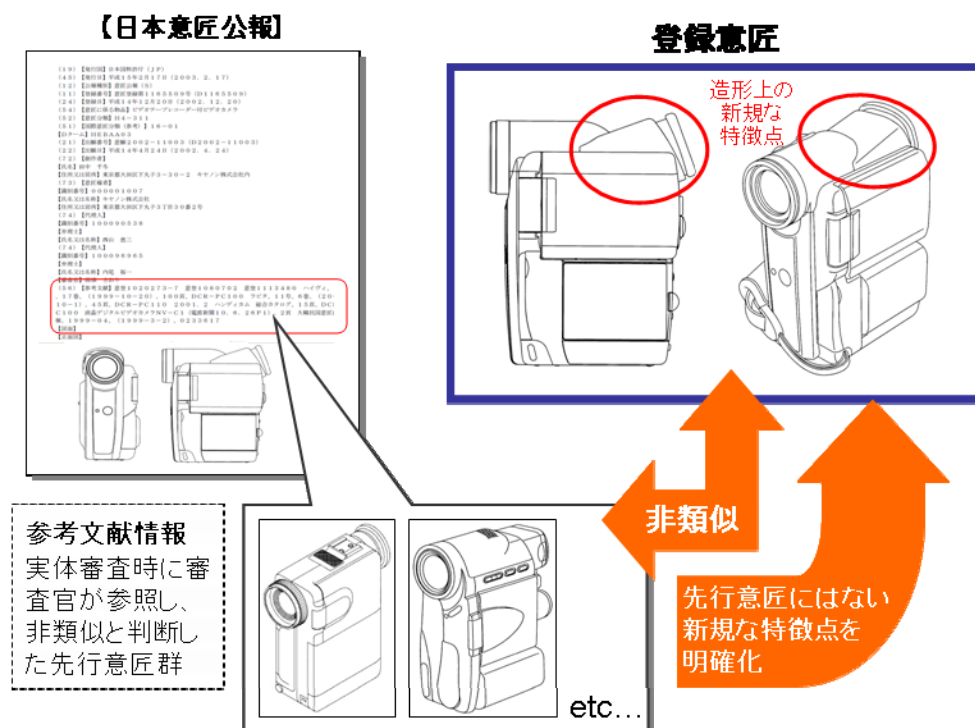
対応

審査で発見した先行意匠の情報を意匠公報において提示する等の方法によって、**登録意匠の効力範囲の明確化**を図るべきではないか。また、上述の通り、相当程度の高度なデザイン性を備えた画像デザインのみが登録されるということであれば、アプリケーションソフトウェア開発を過度に萎縮させることにはならないのではないか。

また、画像デザインの創作実態を踏まえ、アプリケーションソフトウェア開発を過度に萎縮させることとならないような形態類似の範囲について検討すべきではないか。

【図3】先行意匠情報による効力範囲の明確化

下図のように、意匠公報において提示される参考文献情報を参照することにより、登録意匠の特徴点や効力範囲を明確に把握することが可能となる。



登録意匠：意匠登録第 1165509 号、参考文献左：意匠登録第 1020273-7 号 右：第 1080702 号

課題④

審査における判断基準が不明確であり、どのような画像デザインが登録されるのかを予測することが困難なため、念のため多くの画像デザインを意匠登録出願する必要が生じることとなり、負担が過大となるのではないか。

対応

審査基準のさらなる充実、画像意匠登録事例集の拡充、意匠審査において利用する資料の収集に関する情報提供の整備等によって、審査における判断基準の明確化を図るべきではないか。

意匠審査基準については、意匠制度小委員会の下部組織である意匠審査基準ワーキンググループ等の場において、関連する産業界等からの委員による検討を行い、下記の点についての整備及び明確化を図るべきではないか。

- ・工業上利用可能性要件の在り方
 - ・新規性、創作非容易性要件の在り方
 - ・図面要件の在り方
 - ・類否判断の在り方
 - ・審査の進め方
- 等

また、上述の通り、相当程度の高度なデザイン性を備えた画像デザインのみが登録されるということが明確に示されれば、不必要に多くの画像デザインを意匠登録出願しなければならないという事態は生じないのではないか。

課題⑤

アプリケーションソフトウェアにより表示される画像デザインについては、他者権利調査を行うべき範囲が広範（または不明確）であり、調査負担が過大となるのではないか。

対応

画像デザインについての日本意匠分類の整備、分類付与ルールの整備、分類定義カードの整備等を進め、例えばアプリケーションソフトウェアにより表示される画像デザインを一括で検索できるようにする等の利便性向上を図るべきではないか。また、画像デザインに関する分類の細分化を行い、絞り込み検索を行うことも可能としてはどうか。また、資料情報の公開を推進し、他者権利調査における利便性の向上を図るべきではないか。

【図4】資料情報の公開

特許庁で収集している審査資料については、下記のような書誌情報を公開している。資料収集の範囲を拡大する場合には、これらの情報に加えて、資料収集先、発行日、掲載ページ等の情報を広く公開することとしてはどうか。また、著作権者から利用許諾を得られた文献については、特許電子図書館等における公開を推進すべきではないか。

参考：平成24年度に収集している意匠審査のための内国図書の一例

書名	出版社
Discover design アメリカンデザインを探せ！	マガジンハウス
基礎 応用 第三角法図学	森北出版
書物と活字	朗文堂
北欧デザインと美食に出会う旅スウェーデン・デンマーク	東京書籍
[カラー版] 世界デザイン史	美術出版社
20-21 世紀 DESIGN INDEX	INAX 出版
20 世紀ボックス Package Design History	六耀社
RE DESIGN 日常の 21 世紀	朝日新聞社
アートとコンピュータ新しい美術の射程	慶應義塾大学出版会
いま学ぶ最強のデジタル・デザイン 21 世紀の設計ツール、「スーパーCG」の全貌	日経 BP 社
インダストリアルデザインが面白い第一人者が教える“モノに命を吹き込む”極意	河出書房新社
インダストリアルデザイン事典	鹿島出版会